令和8年度

介護保険施設等集団指導

－訪問系－



令和8年度

介護保険施設等集団指導

ー訪問系ー

本動画の指導対象サービス

①訪問介護
②訪問入浴介護
③訪問看護
④訪問リハビリテーション



運営基準に係る留意事項について

(1)高齢者虐待防止の推進について①

Point

高齢者虐待が発生していない場合においても、
虐待の発生又はその再発を防止するための**全ての措置（委員会の開催、指針の整備、研修の定期的な実施、担当者を置くこと）**を講じてください。

以下の措置を講じていない場合は、利用者全員について所定単位数の1%の減算となります。

- **虐待防止検討委員会**の定期的な開催。
- **虐待防止のための指針**の整備。
- 虐待防止のための**研修の定期実施（年１回以上）**
- 虐待防止を適正に実施するための**担当者の設置**

運営基準に係る留意事項について

(1)高齢者虐待防止の推進について②

Point

虐待の防止のための指針には、次の項目をすべて盛り込んでください。

① 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
② 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
③ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
④ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
⑤ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
⑥ **成年後見制度の利用支援に関する事項**
⑦ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
⑧ **利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項**
⑨ その他虐待の防止の推進のために必要な事項

（⑥記載例）
利用者及びその家族に対して、利用可能な成年後見制度の情報を提供し、必要に応じて行政機関等の関係窓口や身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援します。　など

運営基準に係る留意事項について

(2)衛生管理について①

Point

感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会は、
おおむね**６月に１回以上開催するとともに、**
その結果について従業者に周知徹底を図ってください。

・おおむね６月に１回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催してください。

・他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。

運営基準に係る留意事項について

(2)衛生管理について②

Point

感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を
定期的に（年１回以上）実施するとともに、記録に残してください。

※感染症の業務継続計画（BCP）にかかる研修及び訓練（シミュレーション）と一体的に実施可

【訓練（シミュレーション）の例】
- 手洗いの実習訓練
- 防護服着脱訓練
- 感染症が発生した場合を想定した机上訓練

運営基準に係る留意事項について

(3)個人情報の使用について

Point

利用者の個人情報を用いる場合は**利用者の同意を、**
利用者の家族の個人情報を用いる場合は**当該家族の同意を、**
あらかじめ文書により得ておいてください。

契約書記入例

以上のとおり、居宅介護サービス（又は介護予防サービス）に関する契約を締結します。
上記契約を証明するため、本書２通を作成し、利用者及び事業者の双方が記名・押印の上、
それぞれ１部ずつ保有

年　月　日

契約書とは別に、
個人情報の利用同意書を
作成することでも構いません。

（利用者）私は、この契約内容に同意し、サービスの利用を申し込みます。
また、第１２条第３項に定める利用者の個人情報の使用について、同意します。
利 用 者　住 所
氏 名

（代理人）私は、利用者本人の契約の意思を確認の上、本人に代わり、上記署名を行いました。
署名代行者　住 所
氏 名
本人との続柄

代理人欄にサインをいただく
だけではなく、**家族代表**から
個人情報の利用について
同意を得てください。

（家族代表）私は、第１２条第３項に定める利用者の家族の個人情報の使用について、
同意します。
家族代表　住 所
氏 名

※利用者の家族の個人情報の同意欄については、契約書とは別に個人情報の
同意書を作成し、利用者の家族から同意を得る場合は不要。

運営基準に係る留意事項について

(4)重要事項説明書について(対象:訪問介護)

Point

重要事項説明書には、「**第三者評価の実施状況**」を記載してください。

第三者による評価を実施していない場合においても、「提供するサービスの第三者評価の実施は行っておりません。」などと記載するか、「第三者評価の実施状況」の項目を作り「なし」に〇をつけるなどしてください。

重要事項説明書記入例

第三者評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	直近の実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり　2なし
	2 なし		

運営基準に係る留意事項について

(5)重要事項のウェブサイト掲載について①

Point

事業所の**ウェブサイト**、または介護サービス情報の公表の
「事業所の特色」ページにおいて、**重要事項を公表**してください。

- 令和７年４月１日より掲載が義務化。
- **重要事項**＝運営規程の概要、従業者の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（*1)等の利用者のサービスの選択に資すると認められる事項
- 自社のウェブサイトを所持していない事業所は、介護サービス情報の公表を活用する等して掲載してください。
- なお、前年度介護報酬額が100万円以下（＝介護サービス情報の公表義務対象外の事業所）は、掲載が望ましい、とされています。

(*1)第三者評価の実施状況は、訪問介護のみ掲載が必要な項目です。

運営基準に係る留意事項について

(5)重要事項のウェブサイト掲載について②

介護サービス情報の公表システムにログイン



運営基準に係る留意事項について

(6)勤務管理について

Point

原則として、**事業所ごと**に、**毎月の勤務表を作成**し、
業務体制について明確にしてください。

・従業者の兼務実態が明確になるよう、担当職種ごとに勤務時間を明記。

・併設の事業所と兼務している従業者について、勤務実態が明確になるよう、
施設・事業所ごとに勤務時間を明記。

日々の勤務時間



常勤・非常勤の別



職員配置・兼務状況



運営基準に係る留意事項について

(7)計画の作成について(対象:訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション)

Point

①サービス提供前に、訪問介護計画、訪問看護計画又は訪問リハビリテーション計画を作成し、利用者又はその家族に説明し、同意を得てください。
②実施状況や評価についても説明を行ってください。

・訪問介護計画等の作成にあたっては、**利用者又はその家族に対して説明**し、**利用者の同意**を得てください。
・実施状況や評価についても、利用者又はその家族に説明を行ってください。
・訪問介護計画等を作成した際には、**利用者に交付**してください。

運営基準に係る留意事項について

（8）計画の変更について（対象：訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション）

Point

サービス提供内容に変更があった場合は、
訪問介護計画、訪問看護計画又は訪問リハビリテーション計画についても適切に変更を行ってください。

サービス提供回数

・週２回→週３回など
・提供回数の減少の場合も忘れずに！

サービス提供時間

・午前から午後への訪問時間の変更、など

訪問曜日変更

・毎週月・水から毎週月・木に変更、など

→急な利用者の発病等、単発の変更の場合は計画変更までは必要ありませんが、
継続する場合は適切に変更するようにしてください。

集団指導（訪問系）は以上で終了です。
ご視聴いただきありがとうございました。

